

十七世紀名古屋城二之丸関連年表

年	西暦	月	日	内容	典拠史料	原文
慶長十五	一六一〇	二〇九	一	名古屋城築城開始、九月までに石垣普請が完了する	「当代記」慶長十五年九月九日条など	九日、(中略)、此比名護屋普請衆縦普請不出来共、出来たる由を駿府江令言上、物主々々は可被帰国との内證也、昨八日に羽柴三左衛門播州江可被帰として、名護屋を被立
慶長十六頃	一六一一頃	一	一	平岩親吉の屋敷(主計屋敷)が二之丸に建設される	「当代記」慶長十六年三月十一、十三日条	十一日名護屋に着給、(後略)
慶長十六	一六一一	三	十一	大御所家康、名古屋逗留	「当代記」慶長十六年三月十一、十三日条	廿二日、家康公、加納江御成、其日名護屋迄御出、廿三日、大御所名護屋御立、
		四	二十二	大御所家康、名古屋逗留	「当代記」慶長十六年四月二十二日条	十二月晦日、平岩主計頭親吉名古屋二之丸に而病死、享年七十号平田院越翁休職(後略)(「編年大略」)
		十二	晦	平岩親吉、名古屋城二之丸にて逝去	「編年大略」慶長十六年十二月晦日条 「当代記」慶長十七年正月四日条	(正月)四日、平岩主計頭、去朔日晚に於名古屋二丸死去、今日大御所聞給、於病重は犬山へ移、於彼地可相果を、於名古屋死る事不謂の由曰、甚無興し給(「当代記」)
慶長十七	一六一二	正	二十七	大御所家康、名古屋逗留、二之丸主計屋敷内の行殿を御座所とする	「当代記」慶長十七年正月二十七、二十九日条	廿七日、大御所岡崎より至名古屋着給、古平岩主計家に宿給、但新殿造作出來御座所とす、(正月二十七日条)
		一	一	本丸天守・御殿作事が始まり、天守が年内に完成する	(慶長十七年)六月二十八日付中井正清宛本多正純外五名連署書状・(同年)極月三十日付中井正清宛酒井忠世書状(ともに「大工頭中井家文書」)など	(前略)尾州名子屋御作事致出來 禁中就御作事二京都二御上候由、彼是御苦勞御機遣察入候、(後略)(「酒井忠世書状」)
慶長十八	一六一三	十一	一	(二之丸)櫓・門・「唐門」の作事が出来る	(慶長十八年)霜月七日付中井正清守宛藤田安重書状(「大工頭中井家文書」)	(前略)爰元御普請之儀者、皆々出来致候、御下代衆も頼而可為御上候と存候、四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門共二皆々白土付仕廻申候、(後略)
慶長十八以降	一六一三以降	一	一	二之丸に成瀬・竹腰屋敷が建設される	「編年大略」慶長十八年条	今年竹腰山城守政次騎馬同心五十騎被為属云々 富永丹波守明組及清洲輩之中／名古屋山城守屋敷作事未有之 依之為名代奥田忠右衛門父善太夫両人來味鏡村於橋爪八右衛門宅 同心中之礼を請云々
慶長十九	一六一四	九	一	福島正則の丁場である本丸北辺の石垣八十八間餘が八月に崩れ、同家家中の者が普請する	「当代記」慶長十九年八・九月条	尾州名護屋本丸殿守の北東石垣八十間餘崩、是福島左衛門尉手前也、
		十	十七	大御所家康、名古屋逗留(二之丸滞在中)	「編年大略」慶長十九年十月十七日条	一、十月十七日 神君名護屋御城に被為入 一日御滞座、尾崎助右衛門定正被召、御旗奉行被仰付云々
		十一	二	將軍秀忠、名古屋城逗留、二之丸主計屋敷を御座所とする	(慶長十九年)十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状写(「竹腰文書抄」)	公方様昨二日二当城へ被成、御着座、すく二ノ丸・御本丸・ふけの丸何も不殘御城廻被成、御覽、一段御機嫌能御移内、御本丸二被成、御座候様こと達而申上候へ共、宰相様無御移内ハ如何と御意にて、主計屋敷二被成、御座、今三日二大垣へ御出馬之事(後略)
慶長二十	一六一五	正	七	大御所家康、名古屋逗留(二之丸滞在中)	「駿府記」慶長二十年正月七・九日条	七日、卯刻自桑名被召御船、令着那護屋給、從其御乘馬、路次御放鷹、到申刻、入御于那護屋給、宰相殿未大坂御滞留、藤田民部少輔、原右衛門御馳走云々、(正月七日条)

寛永五	一六二八	六	二十六	二之丸作事大形出来、御門柱立あり	『源敬様御代御記録』寛永五年六月二十六日条	名古屋 御城 御本丸御作事御広間内造作、二之丸御作事大形出来、御門今日御柱立有之、其外御作事大形出来、此月、二之丸御作事出来二付、御鎗之間御番之儀、遠山掃部助同心相勤候様被 仰付
寛永六	一六二九	十二	六	林羅山、名古屋城二之丸を来訪し、聖堂を拝する	『羅山先生文集』卷第六十四卷	拜尾陽聖堂(寛永六年自京赴東武時遇此)己巳十二月六日、赴尾州奉謁重相(中略)、未刻重相帰城、余亦従入焉、坐定而後拝孔子堂(後略)
寛永七	一六三〇	一	一	二之丸東石垣二十間余崩落につき、修復普請	(寛永七年)八月十三日付竹腰正信・成瀬正虎宛伊丹康勝書状(徳川美術館所蔵文書)など	(前略)去月(七月)廿八日之雨二而御城二丸東之方石垣廿間余崩中、(中略)破損之御普請被仰付度思召、(後略)
寛永十	一六三三	二	十八	名古屋城内聖堂において釈菜を執行する	『源敬様御代御記録』寛永十年二月十八日条	一、尾州御城内二先達御取建之於聖堂、釈菜御執行
		五	十三	春姫・光友・京姫、江戸へ下向する	『源敬様御代御記録』寛永十年五月十三日条	御簾中様・五郎八様・御姫様・江戸 御着座 相應院様 御対顔有之、
		五	二十三	義直、鳥羽城主内藤忠重へ御庭石を所望する	『源敬様御代御記録』寛永十年五月二十三日条	一、志州鳥羽之城主内藤伊賀守江 年寄中奉状を以御庭石御所望有之、
		七	二十四	先聖殿額の認め出来につき、竹内門跡に御挨拶書を遣わす	『源敬様御代御記録』寛永十年七月二十四日条	一、竹内門跡江御頼被 仰遣候先聖殿額認出来付、為御挨拶 御書被遣之
		八	十七	内藤忠重、義直へ庭石を進上する	『源敬様御代御記録』寛永十年八月十七日条	内藤伊賀守より先達而御所望之庭石進上二付御書被遣之、
		九	十六	松平因幡守より権現様軍法書物を進上する	『源敬様御代御記録』寛永十年九月十六日条	一、松平因幡守ら権現様軍法之書物、飛脚を以進上有之
		十	二十八	義直、尾州東照宮勸請を懇望、堀杏庵を使者とする この時期、二之丸御庭内に東照宮御神体を勸請か	『古田家の記録抜書』	古田家の記録抜書 寛永十年十月廿八日 一、尾州東照宮御神体勸請之事、大納言様より御懇望之旨、申来、御使者、正意(堀杏庵)
寛永十一	一六三四	七	四、五	將軍家光、名古屋城滞在 義直、五日に將軍家光を二之丸にて饗応し、將軍家光、二之丸御殿御座之間、竹樓閣・権現山へ立ち寄る	『源敬様御代御記録』寛永十一年七月四、六日条 『徳川実紀』寛永十一年七月五日条 『將軍家光公御上洛之記』寛永十一年七月五日条	公方様 御滞留、二丸御座之間において御饗応有之候処、御秘蔵之鶴捉之御鷹并御馬一疋被進之、此節 権現様 御自筆之軍法并御鉄砲五挺御差上、且竹樓等二而も御饗応有之、／御供之御老中初、所々において御馳走有之、惣御供中江御配兵糧被遣之、(源敬様御代御記録) 五日名古屋温御滞座(中略)この二丸にはかねて神宮をいとなみ、神意を奉安せられたれば御拝あり(『徳川実紀』) 二丸の靈神の御宮居をかうくしくあかめさせ給ひ、其砌に山水をおとさせて、所々の殿に金銀をちりはめ給ひ、(後略)(將軍家光公御上洛之記)
寛永十四	一六三七	四	二十三	春姫、江戸にて逝去	『源敬様御代御記録』寛永十四年四月二十三日条	御簾中様御不例、四・五日以前より御差重り、今已下刻 御逝去、
寛永十六	一六三九	八	二十六	おさい、江戸へ下向する	『源敬様御代御記録』寛永十六年八月二十六日条	二丸様今日江戸江御到着御到着、／此節より 奥様与奉称、
寛永二十	一六四三	二	一	京姫、尾張へ帰国し二之丸へ入る	『源敬様御代御記録』寛永二十年二月条	一、此月、御姫様江戸 御發興、尾州江御登有之、二之丸二被成御座、
正保二	一六四五	九	晦	京姫、江戸へ下向する	『源敬様御代御記録』正保二年九月晦日条	一、御姫様品川 御昼休、江戸 御着座、千駄ヶ谷御屋敷二御住居有之、

慶安三	一六五〇	四	一	京姫、尾張へ帰国し、二之丸へ入る	『源敬様御代御記録』慶安三年四月十一日条	御姫様江戸 御発興、東海道尾州江 御登有之、十四日沼津、十八日荒居 御泊、名古屋御着座之節、二之丸江被為入、
慶安三	一六五〇	五	七	義直、江戸にて逝去	『源敬様御代御記録』慶安三年五月七日条	一、御養生不被為 叶、今辰刻於新御屋敷 御逝去、
慶安三	一六五〇	六	三	貞松院（おさい）、尾張へ帰国し二之丸に入る	『源敬様御代御記録』慶安三年六月三日条	貞松院様今日名古屋 御到興着與
慶安四	一六五一	二	二十八	京姫、広幡忠幸との婚礼のため、二之丸東鐵門より向御屋敷へ出興	『瑞龍公実録』慶安四年二月二十八日条	一、六月廿八日、為 上使酒井讃岐守殿（執政忠勝）上使屋敷（庫穴、參同、於 御対面所色々御懇之 上意、尾張国其外所々御跡職不相違、宰相様江被為進候間、御仕置被成候様二と上意之由也（後略）
慶安四	一六五一	七	三	光友、原則として二之丸東鐵門を閉め置き、一切出入無用とする	『御日記』慶安四年七月三日条	一、同廿八日、御姫様（普峯院殿）御婚礼（二丸東丸へ御出興）二之丸東之御門へ置一切出入無用二仕 西之御門へ出入可仕旨被仰出之
慶安四	一六五一	八	八	義昌（次郎太、母おなあ（松寿院）が伊勢にて光友の子息として誕生し、その後、二之丸にて養育される	『瑞龍公実録』慶安四年八月八日条	一、八月八日、次郎太様於勢州一身田御誕生、母公於奈阿御方（萬治元年改綾小路、寛文四年中務、延寶二年改勘解由小路、薙髮后號松壽院殿、樋口參議信孝女、津田露白隠居、一身田近郷故、御妊胎之内被遷彼地、露白潜承仰保護之、御平産之後尾州江御引取、貞松院殿御一所二之丸二而御養育、萬治元年 瑞龍公御上國以後、表向御附人等被 仰付（御守屋伊兵衛）（津田露白ハ、貞松院様御兄、俗名九郎次郎、又藏人、薙髮號露白）
慶安五	一六五二	九	二十二	光友、源敬様御祠堂を二之丸に建立する	『御日記』慶安四年九月二十二日条	源敬様御祠堂二之丸九二御取建
承応元	一六五二	八	二	網誠、江戸にて誕生する	『御日記』慶安五年八月二日条	姫君様、今日卯上刻 御安産、御男子御誕生
承応二	一六五三	十	一	光友、二之丸の御宮を建中寺鎮守堂に移す	『御日記』承応元年十月条	一、二之丸二在之候 御宮、建中寺鎮守堂二為建候様此月被仰出候
明暦二	一六五六	十二	十	光友、京姫屋敷東北の空き地に貞松院中屋敷用地とすることを命ずる	『御日記』承応二年十二月十日条	御姫様御屋敷東北二明地有之候付、 貞松院様御中屋敷二被進旨被 仰出之
明暦二	一六五六	五	七	女中・御家中の妻子等、「貞松院様・御姫様被為 入候節之御假屋」において御経聴聞する	『御日記』明暦二年五月七日条	一、女中并御家中之妻子等 貞松院様・御姫様被為 入候節之御假屋おゐて御経聴聞仕
万治二	一六五九	四	十五	光友、二之丸御殿奥御舞台において能を張行する	『御日記』万治二年四月十五日条	奥御舞台おゐて昨今御能被遊、当番之輩拜見被 仰付之
万治二	一六五九	四	十一	このときまでに二之丸御座之間・義昌御座の作事が完了する	『御日記』万治三年四月十一日条	二之丸御座之間并出雲殿御部屋御作事御用相動候付、白銀廿枚時服三被下置旨／御番頭榊原勘解由一、九月廿二日、貞松院様三丸御屋鋪御作事落成、是今年從二丸御出之筈二而、三之丸北土居方（中略、今日落畢、御移徙、霜月云々、
万治三	一六六〇	九	二十二	貞松院三之丸屋敷作事落成	『瑞龍公実録』万治三年九月二十二日条	貞松院様御新宅江御移徙／御作事未皆出来二者無之候得共、来月ハ御指支有之候付、先仮ニ御移徙有之
万治三	一六六〇	九	二十七	貞松院、三之丸新邸へ移徙の儀礼あり	『御日記』万治三年九月二十七日条	貞松院様御新宅御造畢御引移有之
万治三	一六六〇	十	十五	義昌・おなあ（松寿院）、二之丸「貞松院様御跡」へ入る	『御日記』万治三年十月十五日条	二丸 貞松院様御跡へ、次郎太様、御母儀おなあ御方御移徙、是表向相露顯云々、
万治三	一六六〇	一	一	『瑞龍公実録』万治三年九月二十七日条	『瑞龍公実録』万治三年九月二十七日条	

寛文三	一六六三	十	一	二之丸内の竹腰・成瀬屋敷の替地を三之丸へ下賜し、引料千両宛を与えることを両家へ申し渡す	「御日記」寛文三年十月一日条	竹腰山城守・成瀬隼人正屋敷、是迄二之丸内二候處、今度三之丸二而替被下置爲引料金千両ツ、被下置旨、山城守江御直ニ御意有之 一隼人正義者尾州二罷在候付、於彼地申渡之／同人江被下置候引料之義者御断申上之 一十月、二之丸御黒門御長屋御作事被仰付、爲奉行、御用人小瀬新右衛門從江戸上着、御作事奉行本多伊右衛門被仰付、竹腰・成瀬跡宅地御長屋拾五間南へ出、御玄關前爲廣地、翌甲辰三月御帰城以前造畢と云々、
寛文四	一六六四	八 十一 十一	五 一 十四	光友、向御屋敷馬場にて御馬御覽あり（この頃までに向御屋敷は作事出来） 光友、広幡忠幸御屋敷へ移徙するよう義昌へ伝える 義昌、三之丸旧広幡忠幸御屋敷へ移徙する	「瑞龍公実録」寛文四年八月五日条 「瑞龍公実録」寛文四年十一月一日条 「瑞龍公実録」寛文四年十一月十四日条	向御屋敷馬場江被爲成、御馬御覽有之 一出雲殿御部屋之儀、御城中二而手狹二付、廣幡様是迄御住居之御屋敷江先被引移候様、御直二出雲殿江 出雲殿今日御移徙二付、於御座之間御札被申上、二種一荷被指上之 一、此年若宮八幡之祠殿御修造有之、撰社熊野祠（元在御城中）此所江御移有之（「御日記」） 一末広町若宮（中略）撰社熊野祠旧在于金城内、寛文四年遷座（「那古野府城志」）
寛文五	一六六五	六 九	五 一	二之丸東鉄御門御普請が始まる 二之丸東御門、御多門、御門内外御番所まで御普請残らず出来する	「御日記」寛文五年六月五日条 「江戸幕府老中連署奉書寫」（「瑞龍院様御代奉書并御書付類之寫」所収） 「御日記」寛文五年九月条	一、今日吉辰二付、二之丸東之御門御普請初 一、二之丸東御門御多門并御門内外御番所迄、此月御普請不残出来
寛文六	一六六六	正 十 十一	十八 一 二十一	このときまでに二之丸御城内水道普請出来る 光友、「御天守の北之御門江水落し候水道」を「石水道」へ仕替えるよう、この月命ずる 成瀬正親上屋敷作事出来する（二之丸屋敷の替宅）	「御日記」寛文六年正月十八日条 「御日記」寛文六年十月二十九日条 「御日記」寛文六年十一月二十一日条	一、二之丸御城内水道悪敷兼々不慮、思召候處、成瀬頼負申上候通被仰付、殊二石垣危く候處、堅固ニ御普請出来之段御機嫌被思召候、頼負并山澄淡路守節々罷出、諸事指図をも加へ候故与被思召候旨、右両人江御意有之 一、御天守の北之御門江水落し候水道、石水道二仕替之義、此月被仰出之 成瀬隼人正上屋敷新宅作事出来、明日御成二付爲御札隼人正登城有之 一、当春被仰付候御本丸二之丸御矢倉御門御多門其外所々破損御修覆、此月迄二不残出来 寛文九己酉三月中旬迄取懸り、同閏十月上旬二仕廻
寛文七	一六六七	八	一	本丸・二之丸御矢倉御門御多門その他所々破損修復、残らず出来する	「御日記」寛文七年八月条	寛文九己酉三月中旬迄取懸り、同閏十月上旬二仕廻
寛文九	一六六九	三ノ閏十 七	一	天守破損修復のための普請 光友、本丸へ巡覽する	「閑秘録」御天守御修復留（上） 「御日記」寛文十年七月十八日条	一、御本丸江被爲成
寛文十	一六七〇	一	一	光友、権現山に愛宕権現を勧請する	「尾州御留守日記」安政四年閏五月二十三日条	寛文十戌年、瑞龍院様御代、御城上御庭御築山二爲火災除愛宕大権現勧請仕候様と被仰付、右御神事御用相勤御札守献上仕候
寛文十二	一六七二	五	五	大雨のため、二之丸東鉄御門外南の方塀下の石垣十二間が崩れる	「御日記」寛文十二年五月五日条	一、比日中霖雨打続、洪水二而今夕二之丸東鉄御門外南の方塀下の石垣十二間崩

寛文十三	一六七三	二	十一	光友、本丸へ巡覧する 二之丸御部屋御作事出来る（おなあの御部屋か） 二之丸東御門外南石垣の普請、この日までに来る	〔御日記〕寛文十三年二月十一日条 〔御日記〕寛文十三年五月二十五日条、六月十四日条 〔御日記〕寛文十三年七月二十六日条	黒御門前之馬場江被為 成、夫今御本丸江被為 入 一、二之丸御作事出来（五月二十五日条）
延宝三	一六七五	五	十八	綱誠、尾張へ初入国	〔瑞龍公実録〕延宝三年五月九日条	二之丸東御門外南石垣御普請今日迄二出来 一、五月九日、江戸御發駕（東海道）、同月十八日、尾州御着座、
延宝四	一六七六	四	一	光友、本丸で開けおいてきた門（不明御門か）を閉め置くように命ずる	〔御日記〕延宝四年四月条	一、御本丸之内、只今迄明置来候御門之儀、自今以後御門を為置候様、此月被 仰付、右御門を置候儀、并而御門を相守候様二御足輕頭御番可申付旨被 仰出
延宝五	一六七七	一	一	光友、愛宕権現を権現山中腹に移し、秋葉・稲荷社を山頂に勧請する	〔尾州御留守日記〕安政四年閏五月二十四日条	延宝五年巳五月、瑞竜院様格別之 思召を以、右愛宕大権現中段江御迂宮仕候而、其跡江秋葉宮、稲荷宮勧請仕候様二被 仰付、右 御神事御用相勤 御札守献上仕候
延宝七	一六七九	一	一	三之丸南方土居下水道修復のための作事	〔江戸幕府老中連署奉書寫〕（瑞龍院様御代奉書并御書付類之寫）所収	尾州名古屋城三之丸南方土居下水道損、東類水落患敷候付而、水道伏直、土居被築直度之由、絵図之通得其意存候 如元可有御普請候、此旨可被申達候、恐々謹言、（後略）
天和二	一八八二	七	一	この月、御本丸石垣（東北角石垣）普請出来する	〔御日記〕天和二年七月条 〔江戸幕府老中連署奉書寫〕（瑞龍院様御代奉書并御書付類之寫）所収	一、此月御本丸石垣御普請様子能出来、御機嫌被 思食、（後略）（御日記）
貞享二	一八八五	一	一	天守修復のための作事 友重（光友子息、六郎）、二之丸から三之丸貞松院明屋敷へ移徙する	〔金府紀較〕貞享二年条 〔御日記〕貞享二年四月二十七日条	貞享乙丑六月中旬今取懸、同十一月中旬二仕廻 貞享二年、六郎友重生（光友公御五男）二之丸より貞松院様御明屋敷へ御移徙（金府紀較） 一、六郎殿拝領之御屋敷江引移二付御札被申上之（御日記）
元禄二	一六八九	九	五	友重（光友子息、六郎）、三之丸屋敷から「東新御屋敷」へ移徙する 二之丸惣構東之方堀道通之方石垣、三之丸水道、修復普請	〔御日記〕元禄二年九月五日条 〔江戸幕府老中連署奉書寫〕（瑞龍院様御代奉書并御書付類之寫）所収	六郎殿御気色御養生として東新御屋敷御作事被 仰付、御移被成候様野崎主税を以被 仰進、今日右御屋鋪江御移二付、御使を以御看一種被進、中將様より御使を以御同様被進之 尾州名古屋城二丸惣構東之方、堀道通之方、石垣之裏土二ヶ所崩、石少々落候付而築直事、三丸之内水道損水吹患付而、土居堀樋伏直、土居如元築直之儀、絵図・書付之趣、得其意存候、可為御願之通之旨、（後略）
元禄三	一六九〇	六	一	光友、二之丸表御舞台作事を命じ、舞台西方に築屋通廊下を建造する	〔瑞龍公実録〕元禄三年六月条	一、六月、御舞臺御作事被 仰付（西方二築屋通廊下出来）、惣奉行寺西藤左衛門（御用人）、御作事奉行芝山甚五右衛門、御證御用内藤頼母（津田市正被 仰付候處、市正病氣、知多郡湯治仕候二付、頼母被 仰付）、御能了迄 一、四月廿五日、於江戸、上使阿部豊後守殿（正武・戸田山城守殿（市郎郎御出）、泰心公御出合、御願之通御隠居被仰出、宰相様へ御家督被 仰出 一、大蔵殿江先達而御屋鋪地被進、今日右御屋敷江 御引移有之
元禄六	一六九三	四	二十五	光友、隠居し、綱誠、家督を嗣ぐ 友著（光友子息、大蔵・但馬守）、二之丸から三之丸の屋敷へ引き移る	〔瑞龍公実録〕元禄六年四月二十五日条 〔御日記〕元禄六年六月十一日条	一、十月十八日、大殿様江戸御発駕（東海道）雲州様御同道、御供ハ竹腰美濃守・玉置市正・阿部縫殿、同月廿六日、尾州御着座、直二御隠居所江御移徙、（後略） 尾州名古屋城二丸西之門土橋石垣崩候付而、築直事、絵図・書付之通、得其意存候、如元修補可被有之候、（後略）
元禄七	一六九四	一	一	光友、尾張へ帰国し直に御隠居所へ入る	〔瑞龍公実録〕元禄六年十月十八日条 〔江戸幕府老中連署奉書寫〕（瑞龍院様御代奉書并御書付類之寫）所収	一、御家督以後、初而 御本丸江被為 成、直二御天守江被為 入、畢而黒御門前馬場江 渡御 御馬方之輩乗馬 御覧有之
元禄八	一六九五	正	二十六	二之丸西鉄御門土橋石垣修補 綱誠、本丸へ巡覧し直に天守へ入る	〔御日記〕元禄八年正月二十六日条	

元禄十二	一六九九	六	五	綱識、江戸にて逝去	『瑞龍公実録』元禄十二年六月八日条	一、六月八日晝、一文字到着、泰心公去ル五日未下刻御逝去之由、 (後略)
		七	十一	梅小路、名を梅昌院と改め御下屋敷へ引き移る 吉通、家督相続	『御日記』元禄十二年六月十八日条 『瑞龍公実録』元禄十二年七月十一日条	一、梅小路様御名今日梅昌院与御改御下屋敷江戸引移有之 、七月十一日、於江戸、御家督被仰出候付、(後略)
元禄十三	一七〇〇	十	十六	三之丸内水道修補 光友、名古屋にて逝去	『江戸幕府老中連署奉書寫』(『瑞龍院様御代奉書并御書付類之寫』所収) 『瑞龍公実録』元禄十三年十月十六日条	尾州名古屋之城三丸之内水道損候付而、土居堀之、水道伏直、如 元被築立度旨、絵図・書付之通、得其意存候、修補被有之候様可 被申達候、(後略) 一、十六日拂曉、御即世、御注進一文字出、御家中追々御觸、(後 略)

・本年表は十七世紀の名古屋城二之丸に関連する出来事を中心に収録するものであるが、一部例外もある。
・本年表は今和泉大・堀内亮介が作成した。

・典拠史料原文において、「」は割注・小文字、へは挿入、／は段落替えの改行を示し、また欠字は一字空け、平出は二字空けとした。
・典拠史料の所蔵元・書誌情報は以下の通り。なお、刊本からの引用に関しては、句読点等の表記で一部修正した箇所がある。

「御日記」(徳川林政史研究所蔵)、「旧事帳」(徳川林政史研究所蔵)、「金府紀較」(『名古屋叢書続編 第十三〜十六卷 金城温古録 第一〜四』名古屋市教育局委員会、一九六五〜六七七年、以下『金城温古録』、「御城編後帙二 二之丸御内証部」引用文)、『源敬様御代御記録 第一〜五』(八木書店、二〇一五〜一九)、「闇秘録 御天守御修復留」(徳川林政史研究所蔵)、「寺社志」(『金城温古録』「御城編之七 御奥部」引用文)、「將軍家光公御上洛之記」(『徳川礼典録 上巻』尾張徳川黎明会、一九四二年)、「瑞龍院様御代奉書并御書付類之寫」(『瑞龍公実録』所収)、『瑞龍公実録』(八木書店、二〇二二年)、「駿府記」(『当代記 駿府記』続群書類従完成会、一九九五年)、「大工頭中井家文書」(高橋正彦編『大工頭 中井家文書』慶應通信、一九八三年)、「竹腰文書抄」(東京大学史料編纂所蔵)、「当代記」(『当代記 駿府記』続群書類従完成会、一九九五年)、『徳川実紀 第二篇』(新訂増補国史大系) (吉川弘文館、一九三〇年)、「徳川美術館所蔵文書」(『愛知県史 資料編二 近世七 領主』愛知県、二〇一四年)、「那古野府城志」(『名古屋叢書 第九卷 地理編(四) 名古屋府城志 尾張御行記(一)』名古屋市教育局委員会、一九六三年)、「尾州御留守日記」(徳川林政史研究所蔵)、「古田家の記録抜書」(『金城温古録』「三之丸編之三 東照宮部」引用文)、「編年大略」(『名古屋叢書第四卷 記録編(1)』名古屋市教育局委員会、一九六二年)、「羅山先生文集」(京都史蹟會編『羅山林先生文集 第一・二』平安考古學會、一九一八年)